

就活ハラスメント対応方針

1. 目的

学校法人群馬育英学園(以下「本法人」という。)は、採用活動において、応募者・学生等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ適切な採用選考を行います。
就職活動中の学生等に対するハラスメント(以下「就活ハラスメント」という。)を防止し、安心して応募・選考に参加できる環境を確保するため、本方針を定めます。

2. 就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、採用活動に関連して、優越的な立場や関係性を背景として、応募者等に精神的・身体的苦痛、不利益、不快感を与える言動をいいます。

3. 適用範囲

本方針は、採用活動に関与するすべての役員・教職員・従業員・採用担当者・面接担当者等に適用します。

4. 禁止行為

採用活動において、次の行為を禁止します。

1. 応募者への性的言動・性的関係の要求
2. 採否を示唆した不当な要求
3. 威圧、恫喝、人格否定的言動
4. 私的接触の強要
5. 長時間拘束や不必要な呼出し
6. 差別的取扱い
7. SNS・メール等による不適切な接触
8. その他、応募者の就職活動環境を害する行為

5. 相談・通報体制

応募者等から相談があった場合は、速やかかつ適切に対応します。

相談窓口:法人本部総務部に設置する。

6. 調査および対応

就活ハラスメントの疑いがある場合は、事実関係を確認し、必要に応じて以下を実施します。

・面接担当変更 ・応募者への謝罪 ・再発防止指導 ・懲戒処分等
相談者・通報者に対して不利益な取扱いはいりません。

7. 研修・啓発

採用担当者等に対し、就活ハラスメント防止に関する研修・周知を継続的に実施します。

8. 方針の周知

本方針は、ホームページ等を通じて広く周知します。

9. 改廃

本方針の改廃は、コンプライアンス委員会の諮問を経て、理事長が定めるものとします。

制定日 令和8年7月1日